

保護司をご存じですか？

◆保護司ってなに？

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱を受け、地域で活動しています。

◆どんな活動をしているの？

罪を犯して保護観察になった人の生活を見守りながら、再び犯罪を犯すことが無いように指導やさまざまな相談に乗っています。

◆保護司が実施している「社会を明るくする運動」ってなに？

犯罪や非行をした人のなかには、ひとりではどうにもならない“生きづらさ”を抱えてい

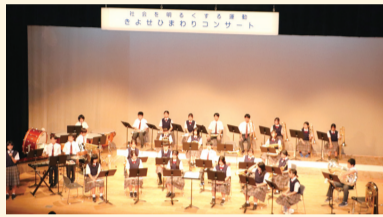
る人たちがいます。その一人ひとりを受け入れ、立ち直りの支援を行う活動が、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会につながります。

毎年7月に強化月間を設定し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築く啓発活動として、リーフレット配布やコンサート、作文コンテストなどを行っています。

◆きよせまわりコンサート開催

7月11日(土)午後1時30分～3時30分(開場=午後1時～) 費無料 場直 清瀬けやきホール

【出演】清瀬三中吹奏楽部、都立清瀬高校コーラス部、BEAT NUTS



令和7年度の様子 (清瀬二中吹奏楽部演奏)

◆令和7年度 第75回「社会を明るくする運動」作文コンテスト応募総数

【清瀬市】小学生の部=応募総数117作品、中学生の部=応募総数410作品

【東京都】小学生の部=応募総数3,119作品、中学生の部=応募総数7,849作品

【全国】小学生の部=応募総数127,557作品、中学生の部=応募総数169,703作品

◆令和8年度 第76回「社会を明るくする運動」作文コンテスト実施予定

小・中学生の皆さん、家族や学校、社会での出来事などをおして、犯罪や非行などについて考えたことや感じたこと、体験したことを作文にしてみませんか？

詳しくは学校を通じてお知らせします。

☎福祉総務課福祉総務係 ☎042-497-2056



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん



募集 清瀬市障害者福祉センターおよび清瀬市子どもの発達支援・交流センターの指定管理者

地方自治法の規定および「清瀬市の公の施設の指定管理者制度の基本方針」に基づき、当該施設の基本方針に基づき、当該施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うことができる事業者を募集します。【募集対象施設】清瀬市障害者福祉センター(上清戸一丁目16-62)、清瀬市子どもの発達支援・交流センター(竹丘一丁目15-8) 【指定期間】いずれも令和9年4月1日(木)～令和14年3月31日(水)(5年間) 【募集要項等の配布期間・場所】いずれも令和8年6月15日(月)～23日(火)午前9時～午後4時(土・日曜日および平日正午～午後1時を除く)に、いずれも障害福祉課(市ホームページからのダウンロードはできません)で配布 ☎いずれも障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

消費生活相談の現場から

【事例】

長年シミに悩んでいたところ、スマホのSNS動画視聴中にシミが消える美容液の広告が流れすぐに申し込んだ。しかし冷静になってみると、美容液を塗っただけで簡単にシミが消える訳がないと効果を疑い、使う気が起きず、受け取り拒否すれば解約になるだろうと思い、商品は配達員に持ち帰ってもらった。後日業者に確認すると解約にはなっていないと言われてしまった。受け取り拒否したのになぜ解約にならないのだろうか？

【アドバイス】

契約とは申込みとそれに対する承諾の意思表示が合致することで成立し、成立後はその内容に双方が拘束されることとなります。インターネット通販においても同様、一旦契約が成立すると一方の都合だけでやめることができず、相手側の合意が必要となります。そのため、事例のように一方的に商品を受け取り拒否しても、業者に承諾を取っていない場合は解約したことはないのです。

また、契約を解約する場合は、業者が示したルールに従う必要

受け取り拒否したのにどうして解約にならないの？



があり、この事例では電話で解約の申し出をする必要がありました。大手プラットフォームからの申込みの場合、購入履歴から注文内容や解約ルールを注文後に確認することは可能ですが、SNSや動画サイトなどの広告は後から内容を確認することが困難です。このような場合に備え、申し込む前に利用規約を確認し、契約内容を後から確認できるように、注文が完了する直前に表示される最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

また、シミがすぐ消えるなどの即効性を宣伝するもの、極端に安い商品には注意が必要です。不審な点がある場合は、購入を控えましょう。契約トラブルでお困りの場合は消費生活センターまでご連絡ください。

☎消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

※つながらない場合は ☎042-495-6211

令和8年度 糖尿病性腎症重症化予防事業

看護師などの専門職による糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導を行います。

☎40歳以上の市内の医療機関で糖尿病の通院・加療中であり、腎機能の低下がみられている

方。清瀬市国民健康保険加入者で、令和7年度特定健康診査を受診された方。対象者には7月に案内を送付します

☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・清瀬市健康診査(生活保護受給者等)

感染症流行の時期を避けるため、今年度は受診月及び予備月を変更します。

健診実施期間は11月末までです。詳しくは送付する案内をご覧ください。

☎清瀬市国民健康保険加入者で40歳以上の7・8・9月生まれの方、後期高齢者医療制度加入者で7・8・9月生まれの方及び生活保護受給者等で40歳以上の7・8・9月生まれの方

【受診月】7月

【受診券送付時期】対象の方には6月中旬に受診案内や受診券を送付します。詳しくは送付する案内をご覧ください

☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076 (大腸がん検診に関するお問い合わせは健康推進課健康推進係 ☎042-497-2075)

※昭和26年生まれで今年度から後期高齢者医療制度加入者になる方のうち、7月生まれの方は受診券の送付が7月末、受診月は8月です。

※受診月に受診できなかった場合は11月末まで受診が可能です。健診期間の終わりは医療機関が混雑し予約が取れない可能性があるため、お早めにご受診ください。

市内全域の空き家の現地調査を実施します

6月中旬～9月末にかけて、市が委託した業者の調査員が市内全域の空き家の現地調査を実施します。調査員は腕章・名札を着用し、空き家の外観確認、写真撮影等を行います。ご迷惑おかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

☎都市計画課計画係 ☎042-497-2093

令和8年市議会第2回定例会

令和8年市議会第2回定例会は、下表のとおり開催中です。☎議会事務局議事係 ☎042-497-2567

月	日	時間	内容
6	15(月)	午前10時～	本会議(一般質問)
	17(水)		総務文教常任委員会
	18(木)		福祉保健常任委員会
	19(金)	午後2時～	建設環境常任委員会
	25(木)	午前10時～	議会運営委員会 本会議(最終日)